

2005年2月レポート

- 国別:

タイ
中国
マレーシア
シンガポール
フィリピン
ベトナム
インド
ラオス

タイ

2005年2月ニュース

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| 1. 国家シンボル | 5. タイ著作権センター設立 |
| 2. 生物多様性条約遺伝資源アクセス
と利益配分に関する臨時会合 | 6. 中国がタイ商標を侵害 |
| 3. 著作権侵害取締り | 7. 米国監視リスト |
| 4. HP, Canon が模倣品対策 | 8. 知的財産フェスティバル |
| | 9. 英国がタイに海賊品撲滅を要請 |

1. 国家シンボル

(デリニュース紙、タイ、2005年2月3日)

内閣がこれら3つのアイテムを国家のシンボルとして扱おうと発表したため、知的財産局は象、ゴールデンシャワー(マメ科カシア属ナンバンサイカチ)、タイ風あずまやについて、商標として登録しないこととした。

内閣は、象を国の動物、ゴールデンシャワーを国の花、またタイ風あずまやを国の建築シンボルと決定し、これら3つの国家シンボルの商標としての使用の禁止が直ちに公布された。新規事業者は、ロゴまたは商標としてこれら3つのシンボルを使用することを避けなければならない。

2. 生物多様性条約遺伝資源アクセスと利益配分に関する臨時会合

(バンコクポスト紙、国内ニュース面、4面、タイ、2005年2月2日)

バンコクポスト紙、国内ニュース面、5面、タイ、2005年2月15日

ロイター通信、2005年15日

バンコクポスト紙、国内ニュース面、4面、タイ、2005年2月16日

バンコクポスト紙、意見・考察面、10面、タイ、タイ、2005年2月18日

バンコクポスト紙、国内ニュース面、2面、タイ、2005年2月19日)

遺伝資源へのアクセスと利益共有に関する新国際法を起案する初の国際会合がバンコクで行われた。遺伝資源へのアクセスと遺伝資源使用から得る利点の共有に関するトレードオフは、生物多様性条約遺伝資源アクセスと利益配分に関する臨時会合(CBD-ABS)で、タイ他 188 の加盟国間の最新論点になっている。

会合の議長を務めた環境天然資源省の Suvit Khunkitti 大臣は、遺伝資源へのアクセス及び利益共有(ABS)に関する新プロトコルにより、産業国家が商用開発のために、生物多様性に富んだ発展途上国から生物資源を取上げるといふ生物海賊行為がなくなることを望んでいると述べた。

しかしながら、政治的と経済的側面を含むことによりこの問題は非常に複雑であって、このような ABS 会合が合意に達するために、10 年間に要するかもしれないと大臣は述べた。協議会の Hamdallah Zedan 事務局長は、ABS 制度作成に対する最も大きな挑戦の一つとしてが CBD と WTO の TRIPs 協定との矛盾であると述べた。

国連環境プログラム(UNEP)の Klaus Topfer 専務理事は、開会挨拶の中に、TRIPs 協定で認められている生物体の特許取得が ABS 規定の実施を阻むと述べた。

これに対し、欧州連合を代表してオランダ代表は、TRIPs 協定はなんら問題ではないとして、最終日に反論をした。アメリカは「UNEP は TRIP 協定を不適當に解釈し、その権限を無視している。UNEP は、そのような意見を述べる適性が無い。」と批判した。オーストラリア政府は、CBD 及び TRIP 協定が相互に補完するものだとして、UNEP 専務理事の主張の適切性を疑問視した。

3. 著作権侵害取締り

(ポスト・トゥデー紙、主要ニュース面、A1 面、タイ、2005 年 2 月 8 日)
クルンテープ・トゥラキット紙、商業面、9 面、タイ、2005 年 2 月 8 日)

知的財産局副局長は、同局と民間企業との覚書についての会合後に、両者が著作権侵害の取り締りに関して協力することを述べた。不法な CD 製造機械に関し、情報を提供する人に 1 台当たり 2 百万バーツ、また、(300 枚以上の)CD に一枚当たり 3 万バーツの報酬を、民間部門が払うこととなった。

4. HP, Canonが模倣品対策

(バンコクポスト紙、データベース面、D3 面、タイ、2005 年 2 月 16 日)

ヒューレット・パッカー(HP)とキヤノン(Canon)は、代理人である Tilleke&Gibbins International と警察チームと一緒に、サムットプラカン県内の 2 つの倉庫から、総額 1000 万バーツ以上の、HP と Canon の商標ステッカー及び関連設備、3,000 以上の HP と Canon 偽造トナーカートリッジを摘発した。

捜索令状は知的財産国際取引中央裁判所によって出されており、その摘発によって、2 つの倉庫は、同じオーナーが所有していることが分かった。オーナーは、商標法及び刑

法典に違反し、商標権侵害責任を負った。同代理人は警察がこの問題を適切に処理したことを評価していると述べた。

5. タイ著作権センター設立

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、1B&6B面、タイ、2005年2月18日)

ポスト・トゥデー紙、今日のニュース面、A2面、タイ、2005年2月18日

クルンテープ・トゥラキット紙、商業面、7面、タイ、2005年2月15日

ポスト・トゥデー紙、ビジネスマーケット面、B3面、タイ2005年2月15日)

タイ著作権センター(TRC)はタイ作家や出版社の国際市場でのライセンス料金交渉、ライセンス対応を支援するために設立された。アジアの知識についての書籍や、児童書籍を出版している約300人の人々が、海外に書籍を販売しようとしているという。TRCは非営利組織である。

6. 中国がタイ商標を侵害

(ポスト・トゥデー紙、ビジネスマーケット面、B1面、タイ、2005年2月16日)

商務省の情報筋によると、タイ貿易企業が外国での知的財産権保護を支援するための知的財産局国際知的財産部が設立され、現在までに多くのタイ企業が侵害された製品について苦情を申し立てているとのことである。

最も新しい事例としては、パンタイノラシン商標の伝統的タイペーストが、中国で商標およびレシピで侵害されたものが挙げられる。同部門は、知的財産保護に関する覚書を理由に、この問題に関して確認するように既に中国政府関係者に依頼した。

7. 米国監視リスト

(ポスト・トゥデー紙、ビジネスマーケット面、B3面、タイ、2005年2月16日)

ポスト・トゥデー紙、ビジネスマーケット面、B3面、タイ、2005年2月17日)

国際知的財産連合(IIPA)理事長は、韓国、インド、インドネシアなど14国と同じ要注意リストではなく優先要注意リストにタイを入れて欲しいと米国通商代表(USTR)に申し入れた。

しかしながら、知的財産局 Kanissorn Navanugraha 局長は、タイが知的財産保護に力を入れているため、タイが優先要注意リストに移されることはないだろうと信じているという。

8. 知的財産フェスティバル

(www.ipthailand.org)

商務省知的財産局は、2005年3月4-6日の間に輸出振興局展示ホールにて2005年タイ知的財産フェアを開催する。多くの製品と発明が展示され、催しやセミナーも開催される。

9. 英国がタイに海賊品撲滅を要請

(バンコクポスト紙、ビジネス面、B1面、タイ、2005年2月25日
ザ・ネーション紙、国内ニュース面、2A面、タイ、2005年2月26日
BBC Monitoring Asia Pacific、2005年2月26日)

英国文化省の Estelle Morris 大臣によれば、英国は、ヨーロッパ諸国への海賊版 CD、DVD、VCD 流入防止支援をタイ側に協力要請した。

Morris 大臣はタイの知的財産保護担当官と面談して、この問題解決について協議し、対処方法の協力を求めた。知的財産侵害に関する多くの専門家が、たとえ国が著作権侵害を抑える政策を行なっても、中国が世界で最多の模倣品海賊版を製造し続けると述べた。

Morris 大臣は、海賊版光ディスクやインターネットからダウンロードされた音楽映像の氾濫により、英国の国内総生産の 8% を占め、金融セクターに次ぐ 2 番目の大きさであるクリエイティブ産業に影響を与えていると述べた。

知的財産局の Wiboonlasana Ruamraksa 副局長は、著作権侵害の海賊版光ディスクがタイ経由で輸出される方法が、タイ領土内通過か海域外の船積み換えという 2 つあることを説明した。

船積み換えについては、船荷がタイの海域外で他船へ降ろされるため、関税局の権限でコンテナを検査することができない。しかしながら、船荷が疑わしい場合、タイの税関職員は最終目的地の関税当局に通知することができる。

中国

2005 年 2 月ニュース

1. 知的財産権当局が香港に集う
2. Wrigley の coolwhite 商標は却下と北京裁判所が決定
3. 中国大使が日本との FTA を希望
4. 2004 年に 8,832 件の知的財産権侵害裁判に判決がなされた
5. 模倣品海賊版取締りが急上昇
6. 中国との貿易で米国が苦情公聴会
7. フェラーリが中国での商標保護を受ける
8. 米国産業グループは中国の海賊版に関し、WTO に会合要請
9. 日本が中国の海賊版対策支援するため、団体を派遣
10. 中国の海賊版にもっと証拠が必要
11. 2004 年に北京が 2 億米ドルのソフトを輸出
12. 映画産業は違法ダウンロードに対処法
13. 中国が知的財産権の資本化を立法
14. 知的財産規則は全ての人々を平等に守る
15. 上海が特許出願を奨励
16. 中国政府は知的財産権侵害撲滅能力を疑問視
17. 中国、EU が知的財産合同委員会を設立
18. シーメンス、Hisense が商標で裁判争い
19. 海賊版反対に学校が冷遇
20. 中国は模倣品海賊版の破壊キャンペーンに有名人を参加させる

1. 知的財産権当局が香港に集う

(Xinhua News Agency, 2005 年2月1日)

BBC Monitoring Asia Pacific, 2005 年2月1日

Xinhua's China Economic Information Service, 2005 年2月1日

Business Daily Update, 2005 年2月2日)

ヨーロッパとアジアの知的財産当局トップは、香港で行われる地域会議で WIPO や他の主要な知的財産国際組織と知的財産保護に関して情報交換を行う。同会議は、ヨーロッパ特許庁(EPO)と香港特別行政区政府(HKSAR)の知的財産局によって共同開催される。

EPO のアラン・ポンピドゥー長官は、同会議がヨーロッパとアジアの知的財産当局や連携する第三者の最新情報を共有し、知的財産当局が直面している課題に関する見解を交換し、これらの課題を克服するための協力をどのようにして支援することができるか議論するユニークな機会になるとのべた。

「欧州アジア知的財産当局トップ会議」という名付けられた同会議は、2003年にシンガポールで開催された欧州アジア知的財産当局トップ会議の成功に引き続き、継続して行われる地域協同国際会議である。

2. Wrigleyのcoolwhite商標は却下と北京裁判所が決定

(Xinhua News Agency, 2005 年2月1日)

Asia Pulse, 2005 年2月2日)

北京第一中級人民裁判所は、世界的なチューインガム・メーカーが中国で「coolwhite」を商標登録することについて、却下する決定を支持した。中国の商標当局は、商標の「coolwhite」を2つの英単語へ分割することを決定した。2つの単語が「ガムやキャンディーの風味、味、色を描写している」と裁決した。商標当局は、同商標のイメージにより、消費者が異なる製品の源を識別できないと述べた。

Wrigley は、2つの単語の新しいコンビネーションである「coolwhite」のイメージにより、消費者が製品を識別できると主張した。裁判は商標当局の決定を支持し、味と色のような普遍的特性を意味しているため、ガムやキャンディー上で同商標を使用することができないと裁決した。

裁判によると、このような記述が、他業種の製品記述機会を奪うかもしれないからという理由で、中国の商標法は上記のような商標登録を禁止しているとした。

3. 中国大使が日本とのFTAを希望

(BBC Monitoring Asia Pacific, 2005 年2月3日)

Reuters News, 2005 年2月3日)

在日中国大使の Wang Yi 大使は、二国間自由貿易協定で中国との交渉を始めるように日本に呼びかけた。中国と日本との間の貿易が拡大しているとともに、貿易自由化は日本経済を刺激することができる。

Wang 大使は、中国が日本との FTA に対して前向きな態度をとっており、中国が日本からの肯定的な返答を期待していると付け加えた。日本政府は、知的財産権問題のために中国との FTA を締結について、慎重である。

Wang 大使は、知的財産権が保護されるべきと認めたが、この問題は解決できると楽観視していると述べた。

4. 2004 年に 8,832 件の知的財産権侵害裁判に判決がなされた

(Xinhua News Agency, 2005 年 2 月 3 日)

Xinhua's China Economic Information Service, 2005 年 2 月 4 日

Business Daily Update, 2005 年 2 月 4 日)

最高人民裁判所は、2004 年に中国裁判所が前年からの 46.82% 増の計 8,832 件の知的財産侵害に関する民事訴訟について判決したと発表した。著作権、特許、商標権侵害の件数は昨年から著しく上昇した。2004 年に、中国裁判所が、前年からの 70.99% 増の 4,264 件の著作権保護に係るケースを受理した。

2004 年に、932 件の知的財産権侵害に係る 653 人が、処罰された。また、1,961 人が、模倣品海賊版、大部分は知的財産権侵害と関係がある製品を生産販売したために刑を言い渡され、前年から 16.45% 増加した。

5. 模倣品海賊版取締りが急上昇

(South China Morning Post, 2005 年 2 月 6 日)

香港で税関職員に押収された模倣品海賊版は、昨年総額 4300 万米ドル近くにも上り、2003 年の 3070 万米ドルから急増した。香港税関はこの急増が、模倣品海賊版が急激に増えたのではなく、模倣品海賊版を仕入れるアウトレットを厳しく取り締まった結果だと述べた。

最後に 4000 万米ドルを突破したのは 2000 年であり、その時は 4200 万米ドル相当の模倣品海賊版が香港で押収された。この数字は国境での積み換え積荷のケースを含んでいない。昨年、578 件の模倣品海賊版の差し押えがあり、2003 年の 499 件から増えたが、2000 年に記録した 832 件から減少した

貿易管理法令では、模倣品海賊版の製造、販売、所有をする者は、最大で 50 万ドルの罰金と 5 年の禁固刑になる。今まで、最も重い罰は 373,925 米ドルの罰金と 27 ヶ月の禁固刑である。

知的財産権侵害と戦うために、関税・物品税局は、知的財産調査部に 250 人の職員、特別対策本部に 150 人の職員を採用した。

6. 中国との貿易で米国が苦情公聴会

(タイニュースサービス, 2005 年 2 月 7 日)

米議会は、米国の国家安全を検討する委員会を設けた。そこで、中国貿易について、中国による不公正貿易慣行に関する申立てに注目が集まり、2日間の公聴会が行われる。6人の議員が、中国が世界貿易規則に依らず適正に取り引きしていないと米-中委員会に証言した。

ブッシュ政権閣僚は米国貿易政策について同委員会に反論した。通商部担当官である Henry Levine は、中国が3年前に加盟した WTO の規則に依ることにおいて、中国が目覚しい進歩を遂げたと述べた。しかし、上海の米国領事職であった Levine 氏は、中国の最も大きな欠点が知的財産権侵害にあると述べた。

7. フェラーリが中国での商標保護を受ける

(*Il Sole 24 Ore*, 2005年2月9日)

スポーツカー・メーカーのフェラーリは中国政府当局から周知商標としての保護を受けられる最初のイタリア企業となった。周知商標のステータスになると、中国で衣類や他商品上のフェラーリ・ブランドのどんな複製も防ぐことができるが、維持するのに高い料金を払わなければならない。

そのような保護を与えるために、中国の商標当局は、同商標が中国で広範囲の評判を有するという証明を要求する。また、その企業が中国国内広告の投資や支出を行うことに対する関与も評価する。

このような特別保護を受けられる国際企業はマクドナルド、ウォルト・ディズニー、ジャガー、Lancome、モトローラ及びデュポンなどである。

8. 米国産業グループは中国の海賊版に関し、WTOでの交渉要請

(*共同ニュース*, 2005年2月10日)

(*ロイターニュース*, 2005年2月10日)

(*クルンテープ・トゥラキット紙*, *ワールドビジネス面*, 34面, *タイ*, 2005年2月11日)

米国産業グループは、世界貿易機関(WTO)の元での著作権侵害に関する中国との交渉を直ちに始めるように米国通商代表(USTR)当局に要求した。USTR に提出された勧告では、1,500の著作権関連米国企業、6つの貿易グループ連合が会員になっている国際知的財産連合(IIPA)が、中国を促すために米国に加わるように日本と欧州にも呼びかける。

「(中国での)著作権侵害割合は国内市場において90%にもなり、著作権侵害輸出品は増加した。少なく見積もっても、米国産業が中国での著作権侵害により2004年に250万米ドルの損失を被った」と連合の Eric Smith 理事長は述べた。

「欧州、日本、韓国及び多くの国々は、中国での著作権侵害や模倣品海賊版による驚くべき損害に苦しんでいる」と同理事長が付け加えた。

連合は、1974年貿易法の処罰規定301条に基づき、中国を著作権侵害に関する「優先要注意リスト」に載せ、かつ7月末に中国の著作権法施行状況を見直す新しい「サイクル

外」調査を打ち出し、その進行を評価し、WTO 紛争解決パネルを確立する可能性を含む二国間や多国間のアクションを検討する事を USTR に要求した。

9. 日本が中国の海賊版対策支援するため、団体を派遣

(毎日新聞、2005年2月12日)

日本の政府関係者は、中国が模倣品工業製品や海賊版映像音楽の問題を解決することを支援する方法について議論している。政府や民間の担当者は、日本市場に流入する模倣品海賊版を根絶することを助けることを目指した行動に参加している。

経済産業省、警察及び娯楽産業から構成される派遣団は、今夏中国を訪れて、対策を提供する。

日本の特許庁による調査によると、2002年度にアジアで発見された海賊版製品の約54%が中国で製造され、前年より約6%増加したことが分かった。したがって、日本の政府高官は、昨年年5月に、模倣品海賊版が中国の消費者を傷つけるとともに、中国のビジネスの評判を低下させると言って、対策手段を取るよう中国に要求した。

派遣団の日本の政府関係者は、中国の税関職員が模倣品海賊版を除去することを支援するプログラムを提案すると述べた。他に検討されている支援プログラムは、中国政府関係者が模倣品海賊版に関するリスト作成を支援し、デジタル・カメラを提供して、著作権侵害製品を写真に撮り、データベースを構築させることを含んでいる。

いくつかの企業は日本や中国の税関職員に既に研修プログラムを実施し始めた。

10. 中国の海賊版にもっと証拠が必要

(Los Angeles Times、2005年2月16日)

ロイターニュース、2005年2月16日)

米国製品の模倣品や海賊版を理由に、中国に対する世界通商訴訟を起こすために、米国はより多くの証拠を集める必要がある。海賊版の販売により中国で昨年25億米ドル以上の損失があったと推測する米国音楽映画ソフトウェア企業は、WTOでの協議を中国政府に求めるという第1のステップをとるようブッシュ政権に促した。

退官する米国通商代表 Robert B.Zoellick は、知的財産権侵害が中米貿易課題の「1番の課題」であると述べた。しかし、同代表は、米国がWTOで公式な訴訟を起こす前に行うべきことがたくさんあると上院外交委員会に伝えた。

11. 2004年に北京が2億米ドルのソフトを輸出

(Xinhua's China Economic Information Service、2005年2月16日)

北京関税当局によると、北京企業は2004年に2億2700万米ドル相当のソフトウェアを輸出し、前年から60%増加した。これは、中国から輸出されるソフトウェア100米ドル毎に、約40米ドルが北京からであることを意味する。

国のソフトウェア研究、開発、生産の最大拠点として、500 億元(63 億米ドル)以上のソフトウェア販売、5 つの企業が 2004 年に 1000 万米ドル以上ソフトウェアを輸出したことにより、北京は昨年ソフトウェア産業での躍進を果たした。

北京の企業は成功裡に発展し、12 のコンピューターゲーム用ソフトウェアの知的財産権を所有することで、中国製ソフトウェアが巨大ゲームソフト市場からの取り分の獲得を支援することになる。現在、北京の 25 のソフトウェア及び関連するサービス企業が国内・外国の株式市場で上場している。

12. 映画産業は違法ダウンロードに対処法

(*South China Morning Post*, 2005 年 2 月 17 日)

映画産業は、不法にインターネットから映像をダウンロードする人を追求する民事訴訟を研究するために資金を設けた。そのような訴訟手段は、香港政府による著作権法見直しを終了するまで、このようなダウンロードをする人を取り締まるただ一つの方法である。

著作権のある映像資料のダウンロードは不法であるが、香港法では、刑法上の違反ではない。同産業は刑法責任を望んでいるが、一方、民事訴訟を効率よく行う方法も考えている。

13. 中国が知的財産権の資本化を立法

(*Xinhua's China Economic Information Service*, 2005 年 2 月 18 日)

(*Asia Pulse*, 2005 年 2 月 21 日)

中国の立法者は、知的財産権、株式資産、その他の無形財産をを企業の資本として合法化する企業法の修正案を審議する。中国の最高立法府である全国人民代表大会(NPC)の常任委員会は 2 月 25-28 日に会議を行う。

国務院の実行委員会や 12 月の中国中央政府会議で原則承認された修正案は、コーポレート・ガバナンス構造を向上させ、株主の権利保護を強化し、中国の資金調達システムを向上させることを目指す。

この修正により、更に企業の行動自由を与え、株主権利保護を拡張することとなる。

14. 知的財産規則は全ての人々を平等に守る

(*Dow Jones Chinese Financial Wire*, 2005 年 2 月 24 日)

知的財産権侵害を規制する規則が国籍にかかわらずすべての企業に適用されると欧州連合貿易委員の Peter Mandelson は述べた。貿易委員に就任してから初めて中国を訪問した Mandelson は、ドイツ系エンジニアリング企業のシーメンス社と中国器具メーカー Hisense グループとの論争に関する質問に答えた。

同論争はドイツの裁判所で争われているが、中国企業が公平なヒアリングを受けられる可能性について、大学訪問中の Mandelson は質問された。中国は、国際企業の知的財産権に違反したことで長く非難されてきた。しかし、この場合、中国企業は、同社の商標と主張し、保護することを試みていると述べた。

15. 上海が特許出願を奨励

(SinoCast China Business Daily News, 2005 年 2 月 24 日)

企業の知的財産会合によると、中華人民共和国の上海市は、特許出願する企業に積極的に補助金を交付するという。

上海は、知的財産戦略を促進し、知的財産の情報サービス基盤を設立する 100 企業を選び、あらゆる方法で知的財産に関する戦略プログラムを実施する。独立な知的財産を有する新しい特許製品は 3 年以下の研究開発補助金として特別基金を与えられる。

さらに、上海経済委員会は、企業に特許を出願するように働きかける業界団体や社会的機関を奨励し、多くの特許出願あるいは特許出願件数が増加し高い割合を持っている企業や企業家に報奨金を出し、基幹産業と企業に補助金を交付する。

16. 中国政府は知的財産権侵害撲滅能力を疑問視

(AFX Asia, 2005 年 2 月 24 日)

中国政府は、2004 年に押収された電子出版物や映像音楽作品の数が倍になったにもかかわらず、氾濫する知的財産権侵害を撲滅する能力について疑問を示されている。

政府の取締や司法の処罰にのみ依存する場合、中国は海賊版対策を効果的に行なうことができない。政府誓約や著作権侵害を撲滅する努力にもかかわらず、知的財産侵害は未だに氾濫している。

現在、中国でただ 1 つの組織であり、3,000 の会員を有する音楽著作権協会だけが、中国の厳格な非政府組織規則の下で正式に設立されている。昨年、中国全国の著作権を管理する当局は約 8500 万の海賊版出版物を押収した。

2004 年末までに、中国警察は、毎年数十億もの海賊版ディスクを製造することができる 200 以上の違法生産ラインを摘発した。映画、音楽、ソフトウェアの大規模複製に加え、中国人も、商標衣類、薬及び他の商品を広範囲に亘り製造販売している。

17. 中国、EU が知的財産合同委員会を設立

(Dow Jones International News, 2005 年 2 月 25 日)

(The Asian Wall Street Journal, 2005 年 2 月 28 日)

欧州連合商務官 Peter Mandelson は、中国での知的財産権を強化することを支援するために、EU と中国が合同委員会を設立すると発表した。同商務官が 3 日間の中国訪問で 2 日目の終わりに、Mandelson は、中国の Bo Xilai 通商大臣や Wu Yi 副首相との会談の中で、知的財産が議論の主なトピックであると記者会見のリポーターに伝えた。

中国は、著作権、特許権、商標権を侵害する模倣品海賊版の製造地であるとみなされている。

18. シーメンス, Hisenseが商標で訴訟

(Dow Jones International News, 2005年2月25日)

ドイツ系エンジニアリング企業のシーメンス社と中国器具メーカーHisenseグループは、仲裁で解決することが出来なかったため、商標に関する論争を法廷で解決しなければならない。

Hisenseのトップマネージャーと弁護士は4月14日に法廷審問のためにドイツへ渡る。中国器具メーカーのHisenseがドイツの貿易見本市参加した後に、1999年に違法にHisense商標を登録したことでシーメンスの中国子会社を告訴した。

その後、シーメンスは4億元でHisenseに商標を売ると述べた。Hisenseはこの訴訟に関して、「75%の確率」で裁判に勝つ見込みだが、訴訟は、2年間も続くとみられている。

19. 海賊版反対に学校が冷遇

(South China Morning Post, 2005年2月26日)

複数の中高等学校は、海賊版音楽、映像、ソフトウェア、偽消費財を買わないことを学生に指導することを旨とした政府キャンペーンを無視しました。501校の14校だけが、香港専門校講師組合の支援で香港知的財産部によって実行されたキャンペーンに参加した。

学校内の知的財産指導教員プログラムという同キャンペーンには、200,000香港ドルかかり、知的財産権に関して、1年と2年の学生を教えるために大学新卒や失業中の教師を募集し、指導させた。

20. 中国は模倣品海賊版の破壊キャンペーンに有名人を参加させる

(Associated Press Newswires, 2005年2月26日)

Dow Jones International News, 2005年2月26日

Xinhua News Agency, 2005年2月26日

ロイターニュース, 2005年2月27日

クルンテープ・トゥラキット紙、国際ニュース面、3面、タイ、2005年2月27日

China Daily, 2005年2月28日)

中国は、知的財産権保護について啓蒙するように有名人の協力を得て、何万もの海賊版光ディスクや海賊版出版物を破壊することを含む、大規模な海賊版弾圧を始めた。

アメリカや他の外国政府は、氾濫する海賊版を止め、かつWTO加盟国としての責務の一部として知的財産権保護を強化するように中国政府に圧力をかけた。

マレーシア

2005年2月ニュース

1. 米国マレーシア FTA にもっと時間がかかる
2. 審査迅速化にもっと特許審査官が必要
3. 知的財産創出保護

1. 米国マレーシアFTAにもっと時間がかかる

(Bernama Daily Malaysian News, 2005年2月19日)

今月初めの米国-マレーシア FTA 会談は、貿易投資包括協定(TIFA)に関する二国間公式協議開始とはならないという。しかしながら、クアラルンプールで2月3日に開催された初公式 TIFA 会談を目指す会合での FTA の見通しは、非常に建設的でポジティブであると評され、市場参入、関税手続き、知的財産権を含む広範囲の問題を含むものであった。

2. 審査迅速化にもっと特許審査官が必要

(Xinhua News Agency, 2005年2月21日)

現在約 5~6 年を要する特許出願審査を迅速にするため、マレーシアが 500 人の特許審査官の増強が必要であると大臣は述べた。マレーシアの知的財産登録件数の増加は、主として外国人からであり、特許審査官が必要な理由であると国内商業消費者管理省の Mohamed Shafie Apdal 大臣が述べた。

特許審査官、特許出願書作成にかかわる有資格特許弁理士および代理人の不足は、審査プロセスを遅延させている。現在、マレーシアには 42 人の特許審査官しかいない。

3. 知的財産創出保護

(New Straits Times Newspaper, マレーシア, 2005年2月28日)

科学技術革新省は、国家計画を作成する経済企画部に、知的財産生成を促進し、かつ適切な知的財産保護を提供する計画を作成すべきだと提案している。

Datuk Seri Jamaludin Jarjis 大臣によると、知的財産が知識集約型産業の重要商品であるという。

知的財産創出促進対策の一環として、知的財産創出のインセンティブを導入することを勧めており、米欧、インド、日本、中国のような様々な経済モデルを検討していると同大臣は述べた。1つの方法は、知的財産を商業化することから得られた収入を有効活用することである。

2005年2月ニュース

1. シンガポールが海賊版対策ホットラインを始めた

(Xinhua News Agency、2005年2月16日)

(Business Times Singapore、2005年2月17日)

シンガポールのビジネスソフト連合(BSA)は、海賊版活動をモニターすることを支援するために海賊版対策ホットラインを新しく始めた。仕事場に無許可か著作権侵害されたソフトウェアの使用を見つけた人は、ホットラインを通じて報告でき、2万シンガポール・ドル以下の報酬を受け取る資格を受ける。

最近改正された著作権法に規定されるように、シンガポール企業が商用利得のために故意に著作権を侵害すれば、刑事犯になる。BSAは、ホットラインにより、2003年に43%、9000万米ドルの経済損失をもたらしたシンガポールでの著作権侵害割合を引き下げたいことを望んでいる。

2. シンガポール知的財産庁長官、パキスタン商業大臣訪問

(Pakistan Press International Information Service、2005年2月24日)

シンガポール知的財産庁(IPOS)の Liew Woon Yin 長官は、知的財産問題に関する協議を開催するようにパキスタン通商省担当の Humayun Akhtar Khan 大臣に提案しました。Liew 長官の呼びかけの主目的は、次の2つの分野における官民の主利害関係者の見解を得ることである。

i) パキスタン知的財産庁(PIPPO)の組織的・機能的な側面。Liew 長官は、PIPPO を通じ、特に総合的知的財産庁の設立に関する同国の経験を生かし、パキスタン政府に支援を提供する予定である。

ii) パキスタンの発明や知的財産(IP)戦略に関する可能な要素。Liew 長官のチームは発明や IP 政策に関する資料を準備する予定である。同資料は、貿易、産業、科学技術、農業、健康、教育文化などの分野に関する政策を成功に実施したことを保証するために扱われる必要がある IP 課題を示している。同資料は、国家経済のイノベーションや競争力を向上させる方法の検討を生む原動力となる。

通商大臣は、PIPPO に関連する課題を長官に概説し、政府が国際的義務を果たすために知的財産問題に高いプライオリティをつけていると述べた。

フィリピン

2005年2月ニュース

1. OMB は海賊ディスクを撲滅する協定に署名
2. フィリピンの海賊版対策法が施行
3. 米企業がフィリピンを侵害監視リストに載せたい

4. フィリピンで侵害割合が減少したと国際監視団が発表

1. OMBは海賊ディスクを撲滅する協定に署名

(*Manila Standard*, 2005年2月2日)

映像メディア委員会(OMB)と国際レコード産業連盟(IFPI)は、フィリピンの海賊版音楽レコードを厳しく取り締まる協定に署名した。

映画の 89%、ソフトウェア・ゲームの 95%、及び音楽の 61%が海賊版というフィリピンの著作権侵害割合を減少させる OMB の努力を強化するために、同協定は OMB がロンドンの IFPI の法的捜査設備を活用することを可能にした。

IFPI 東南アジア地域海賊版対策施行調整者の Robert Youill は、OMB が協定によって海賊版ディスクの出所を追い詰めることができるだろうと述べた。Youill は、東南アジアが世界の海賊版光ディスク製造拠点であることを強調した。

フィリピンだけで、音楽産業は 2004 年末時点で著作権侵害で 19 億ペソの損失を被った。実際と同産業収入は、昨年 33 億ペソの潜在的な市場規模に対し、13.1 億ペソと推測された。

2. フィリピンの海賊版対策法が施行

(*Xinhua News Agency*, 2005年2月3日)

フィリピンは、海賊版 CD、VCD、DVD の製造、販売、買い手に厳格な罰を課する法則の承認によって、海賊版対策者努力を強化している。

映像メディア委員会(OMB)の Maria Victoria Benedicto 専務理事は、2003 年の光メディア法の規定により、海賊版 CD、VCD、DVD の売り手が 150 万ペソの罰金や 1 か月から 9 年までの禁固刑で処罰されると述べた。

他方では、海賊版光ディスクの買い手が逮捕された時に所有した海賊版製品の総額により 1 か月から 12 年の禁固刑で処罰されると同理事が付け加えた。

3. 米企業がフィリピンを侵害監視リストに載せたい

(*Business World*, 2005年2月15日)

米国の著作権関連産業連合は、フィリピンの著作権侵害が続き、米国のクリエイティブ産業が 2004 年に推定 1 億 3900 万米ドルの損害を被ったため、米国通商代表(USTR)の 2005 年見直した特別 301 条に基づき、「優先要注意リスト」にフィリピンをそのまま載せることを提案した。

しかし、知的財産権保護や違反者起訴による解決を評価するために、今年後半のフィリピンにサイクル外の見直しが勧められた。見直しは、フィリピンが優先要注意リストに掲載されるかどうかを決める。

USTR は、著作権保護、特に光メディア法の施行、本の違法写真複写や、エンドユーザーによるビジネス用ソフトの著作権侵害や、インターネット・カフェでのビデオゲーム密造などの著作権侵害に対するアクションの実施で、フィリピン政府が改善するために「順調に」ステップをとっているかどうかで見直しを行う。

4. フィリピンで侵害割合が減少したと国際監視団が発表

(*Manila Standard*, 2005 年 2 月 17 日)

国際監視グループによれば、昨年のフィリピンでの映画とソフトウェアの著作権侵害は減少した。特別 301 条の要注意リストに関して米国通商代表(USTR)に勧告する国際知的財産連合(IIPA)が映画、ビジネス用ソフト、ゲームに関し、著作権侵害割合が減少したことを示す 2004 年報告書を先週に公表したと映像メディア委員会(OMB)は発表した。

1 年の間、映画著作権侵害は 2003 年の 89%から 85%に、ビジネス用ソフト著作権侵害が 72%からの 70%に、また娯楽ソフトウェアが 95%から 90%に下がった。音楽著作権侵害が 40%のままであると IIPA は報告した。

統計は、それぞれの産業によって独立して作成され提出された。昨年はフィリピンの著作権侵害が下がった最初の年である。下がったにもかかわらず、フィリピンの進行を評価する 2005 年のサイクル外見直しを保留にする IIPA は、優先要注意リストにフィリピンが残るように勧告した。

ベトナム

2005 年 2 月ニュース

1. 書籍の著作権に関するワークショップ

(*The Saigon Times Daily*, 2005 年 2 月 23 日)

著作権文学作品の翻訳や再生に関するワークショップは、明日ホーチミン市の New World Hotel で開催される。米国商用サービス、米国-ベトナム貿易評議会、ホーチミン市総合科学図書館は、米国出版社協会の参加と寄付に期待するセミナーを共催する。

米国特許商標庁権利行使部の上級顧問である Peter Fowler は、著作権保護に関する既存の法的フレームワークを見直す。

ホーチミン市総合科学図書館で開催される同ワークショップは、米国-ベトナム貿易評議会が支持する知的財産権関連書籍の蔵書を紹介する儀式で閉会する。

2. ベトナムは輸出製品用商標を作る

(*Thai News Service*, 2005 年 2 月 24 日)

今年、貿易省がベトナムの輸出品のために、国家商標作成を計画していると貿易省貿易促進局の Ngo Van Thoan 局長は発表した。「Vietnam Value Inside」というラベル付輸出品を製造する企業は、少なくとも2年間様々な特典を得られる。

同プロジェクトは、国内外の市場におけるベトナム製品の国家イメージを構築するために同局によって始められた進行中のプログラムの一部である。

インド

2005年2月ニュース

1. インド製薬会社は新特許制度を利用できる
2. インドが専門の特許裁判所設立
3. 偽プリンターカートリッジ摘発
4. インド WTA 知的財産権協定が最終段階
5. 特許法改正反対の集会
6. インド政府が医薬品に関する物質特許制度成立を保証
7. 著作権セミナー
8. 左派政党が特許法案の改正の可否を握る
9. 特許法反対集会

1. インド製薬会社は新特許制度を利用できる

(*The Press Trust of India Limited*, 2005年2月1日
Asia Pulse, 2005年2月2日)

インドの製薬会社は、新物質特許制度を利用する準備ができています。インドの製薬産業は、新特許制度の導入後約5年以内に特許期限が切れる500億ドル相当の薬を利用する準備ができた。

2. インドが専門の特許裁判所設立

(*Daily International Pharma Alert*, 2005年2月2日)

インドがWTOに対応するための新特許法の成立を待つ間に、国内の報告書は同国の知的財産事件の予想される増加を扱うために、政府が特別裁判所を設立することを勧めた。特許専門家の国際的的代表団や業界代表も同目的のために専門組織設立の勧告に同意する。

新特許法導入後の特許権の不適当な行使は、すでに知られている要因である。インドの法務省高官は、同国の法制度に必要な知的財産専門家を欠いていることを認めた。また、新しい地方特許事務所10ヶ所を開設したにもかかわらず、インドは短期間に効率的に申立を扱うことができていない。

3. 偽プリンターカートリッジ摘発

(*The Hindu*, 2005年2月3日)

CB CID 警察のビデオ著作権侵害グループは、偽プリンター・カートリッジを販売する店の取り締まりを行なった。周知商標を侵害するプリンター・カートリッジの大規模違法販

売に対する申立に従って、知的財産権の法施行者と警察は、Flower Bazaar、Ashok Nagar、Kodambakkam、Thirumangalam、Nungambakkam の取り締まりを行なった。

4. インド ロシア知的財産権協定が最終段階

(*The Hindu*、2005 年2月12日)

在インドのロシア Vyacheslav I.Trubnikov 大使は、センシティブな防衛、先端技術情報を保護するロシアとインドとの間の知的財産権協定が終了したと発表した。

同大使は、協定が相互の有益な科学研究と関係するセンシティブな情報を対処するのに重要であると述べた。

5. 特許法改正反対の集会

(*Hindustan Times*、2005 年2月12日)

特許法の改正に反対するために、左寄りの企業の代表 300 人以上が、全国から集まった。

集会は、新特許法が施行されれば、心臓病、癌、エイズの薬価格が 20~100%上昇し、また、上記病気の治療は、一般の人々が受けられないだろうと警告した。また、種子と肥料の価格がさらに上がることも問題とされた。

6. インド政府が医薬品に関する物質特許制度成立を保証

(*Pharma Marketletter*、2005 年2月14日)

共産党の反対にもかかわらず、薬特許保護改正法が議会によってまもなく承認されるとインドの通商産業省 Kamal Nath 大臣は英国のロンドンで述べた。

大手多国籍製薬メーカーが大きな研究能力を持っているという事実にもかかわらず、インドの製薬メーカーがより多くのメリットを得るために、知的財産保護法が不可欠であると大臣は述べた。さらに、同大臣は、インドの低コストと MNC と取引により、新製品開発でインド企業は優位に多国籍企業と競争することができると述べた。

新制度を打出せるように、政府は特許制度全体を改善するために約 4600 万米ドルを投入したと大臣は付け加えた。

7. 著作権セミナー

(*The Hindu*、2005 年2月20日)

Manonmaniam Sundaranar 大学の電子計算科学工学部は、3月17日と18日に著作権に関する2日間セミナーを開催する。「デジタル環境下の著作権保護」に関する問題について議論するために、多くの知的財産権の専門家がセミナーに参加した。

8. 左派政党が特許法案の改正の可否を握る

(*The Economic Times*、2005 年2月25日)

政府が提案した特許法改正が可決されるか否かは、左派政党のリーダーにかかっている。

政府は、改正法案が常任委員会で審議され、政府が考慮することができるいくつかの「現実的な」修正を左派政党が提出することができるかと左派政党のリーダーに伝えた。

情報筋によれば、公衆衛生の理由で特定の薬についての特許を強制的に実施することを求める改正が行われるという。特許機関に事前や事後の異議申立を行なえんとするための法案の修正には過半数の一致が必要になる。

実は、もし法案が可決しなければ、国際的な結果に直面することから逃げられない。

9. 特許法反対集会

(The Hindu, 2005 年 2 月 27&28 日)

インド共産党、左派共産党(Marxist)、インド人民党、NGO、Andhra Pradesh Medical のリーダー、販売代理店組合及び Jana Vignana Vedika の活動家は、議会で最近可決された特許法に対して抗議する集会を開いた。

彼らは、新法によって実行される特許法が「法外」であり、今まで使われてきた 1970 年特許法が任意製品、薬などの製造方法に関する特許のみを規定していたが、新法が物質特許を認めると述べた。

ラオス

2005 年 2 月ニュース

知的財産権の話合い

(Organisation of Asia-Pacific News Agencies, 2005 年 2 月 17 日)

ビエンチャン首都の様々な分野の代表は、2 月 15 日~25 日までビエンチャン首都で開催された知的財産権に関する第 2 回会議に出席した。会議の主要目的は知的財産権の意識を醸成し、関連する主要問題について議論し、また同分野担当職員の知識を向上させることにある。
